

青森県被災宅地危険度判定士登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大地震、豪雨その他大規模な災害により被災した宅地について危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の登録に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地の用に供しているもの及び被災した市町村の長が危険度判定の必要を認めた建築物等の敷地の用に供しているもの並びにこれらに被害を及ぼすおそれがある土地
- (2) 被災宅地危険度判定士 被災した宅地の危険度判定を実施する者として、この要領に基づき知事が登録した者
- (3) 危険度判定 被災宅地危険度判定士が、宅地の被災状況を実地に調査し、擁壁、のり面等の崩壊その他被災した宅地の変状項目ごとの配点から危険度を分類すること。

(登録の対象)

第3条 知事は、県内に居住し、又は勤務する者のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第9条の規定による講習会を修了した者を、宅地判定士として登録をすることができる。

- (1) 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号イからチまでに該当する者
- (2) 国、地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- (3) 国、地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、宅地開発に関して10年以上の実務の経験を有する者
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者、建設業法（昭和24年法律第100号）による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者、二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務の経験を有する者など、知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

(登録の申請)

第4条 宅地判定士の登録を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第2号様式）又は一級建築士免許証、技術士登録証若しくは技術士試験の第2次試験に合格したことを証する証書の写し
- (2) 前条第1号又は第4号に該当する者にあつては、卒業証明書その他各号に該当する者であることを証明する書類
- (3) 第9条の規定による講習会の受講修了証の写し
- (4) 写真（申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦3センチメートル、横2.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（登録）

第5条 知事は、前条第1項の規定による登録の申請があつた場合において、当該申請者が宅地判定士として適当であると認めたときは、被災宅地危険度判定士名簿（第3号様式）に登録するとともに、当該申請者に被災宅地危険度判定士登録証（第4号様式）を交付するものとする。

（登録証の更新）

第6条 前条の登録の有効期間は、登録した日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の有効期間終了後も、引き続き宅地判定士として危険度判定の実施に協力しようとする者は、知事に登録の更新を申請することができる。
- 3 前項の規定により知事に登録の更新を申請しようとする者は、登録の有効期間の終了する日までに、知事に被災宅地危険度判定士登録更新申請書（第5号様式）及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、速やかに登録の更新を行い、新たな登録証を交付するものとする。
- 5 前項の登録の有効期間は、第1項に準じるものとする。

（登録事項の変更）

第7条 宅地判定士は、第4条の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更があつたときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届（第6号様式）及び登録証を知事に提出するものとする。

- (1) 氏名
 - (2) 居住地の住所及び電話番号
 - (3) 勤務先の名称、住所及び電話番号
- 2 知事は、前項の届出を受理したときは、届出があつた事項を宅地判定士名簿に登録し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付するものとする。

（登録証の再交付）

第8条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士登

録証再交付申請書（第7号様式）に写真を添え、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

（講習会）

第9条 第3条の講習会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）県が、市町村の協力を得て、危険度判定に必要な知識及び技能向上のために開催するもの
- （2）被災宅地危険度判定連絡協議会が開催するもの

附 則

この要領は、平成15年7月11日から施行する。